

[書 評]

What Comes Naturally:

Miscegenation Law and the Making of Race in America.

By Peggy Pascoe (New York: Oxford University Press, 2009).

後 藤 千 織

(京都大学人文科学研究所)

今日のアメリカ合衆国における結婚制度をめぐる論争といえば、同性婚 (same-sex marriage) がすぐに想起されるだろう。異性カップルだけでなく、同性カップルにも結婚する権利と結婚に付随する種々の特権を与えるべきか否かをめぐり、多様な社会運動体・政治家・裁判所を巻き込んで議論が現在も続いている。この議論の中で同性婚容認を求める社会運動体が頻繁に言及するのが、1967年連邦最高裁判決 (*Loving v. Virginia*) まで続いたアメリカ合衆国の異人種間結婚禁止の歴史である。ペギー・パスコー (Peggy Pascoe) の *What Comes Naturally: Miscegenation Law and the Making of Race in America* (2009年) は、黒人・アジア人・インディアンなどの非白人と白人との結婚を禁止する異人種間結婚禁止法 (miscegenation law) の盛衰とその遺産を考察した歴史書である。

アメリカ合衆国の異人種間結婚禁止法の歴史は植民地期から20世紀後半まで続き、さらに法律を制定した地域も南部に限定されず、中西部や西部に至るまで広範囲に及んでいる。異人種間結婚禁止法の先行研究がアラバマ州やヴァージニア州の黒人/白人間の結婚に集中しているのに対して、パスコーはテキサス・インディアナ・オレゴン・アリゾナ・カ

リフォルニア・ニューヨーク・フロリダなど研究者の注目を集めてこなかった地域のエピソードを取り入れ、異人種間結婚禁止法が黒人だけでなくインディアン・アジア系・メキシコ系など多様な人種マイノリティを射程に入れた巨大な制度であったことを示している。異人種間結婚禁止法は白人と多種多様な「非白人」との結婚/性的関係を規制する法律である点で、1880年代から1930年代に発達した人種隔離政策の一形態というよりも、白人至上主義 (white supremacy) や白人の純血維持といったより大きな人種プロジェクトの一部であるとパスコーは主張する (p. 6)。

パスコーはまず本書の前半で、南北戦争後に導入された人種混淆 (miscegenation) という用語の重要性に注目しながら、白人と非白人の結婚や性的関係を規制する法律群が植民地期から20世紀初頭にかけてどのような発展を遂げたのかを分析している。アメリカ南部を中心として植民地期から既に白人と黒人の結婚や性的関係を処罰する法律は存在したが、それらの法律は奴隷制の存在を前提としていた。奴隷は白人を訴える権利を持たなかったため、白人男性は異人種間結婚禁止法に抵触することなく黒人女性を性的に搾取することが可能だった。白人男性と黒人女性の

間に生まれた子どもは奴隷とされ、異人種間結婚禁止法が存在するために、黒人女性は白人男性の妻として社会的地位や経済的保護を要求することができなかった。また、白人女性のセクシュアリティや再生産も白人男性の財産として厳しく管理された。黒人奴隷と性的関係を持った白人女性は処罰され、生まれた子どもは奴隷とされた。さらに、奴隷は結婚する権利を有さず、奴隷間の結婚は不法な性行為 (illicit sex) としか見なされなかった (第1章)。

南北戦争を経て奴隷制が廃止されると、1866年公民権法や1868年憲法修正14条が白人のみが享受してきた諸権利と保護を解放された黒人にも保証したが、異人種間結婚禁止法は性質を変えながら南部を越えて中西部や西部にも普及した。パスコーは異人種間結婚に関連する各地の法令・訴訟資料・結婚許可証の行政資料を用いながら、異人種間結婚禁止法が南北戦争を機に大きく転換したと指摘し、主に5つの特徴を挙げている。南北戦争後の異人種間結婚禁止法の第1の特徴は、人種混淆 (miscegenation) という用語の発明と普及である。miscegenationは1864年の大統領選に向けて流通した政治パンフレットに初めて登場した、ラテン語の人種 (genus) と混淆 (miscere) を組み合わせた造語である。この人種混淆という新語は、奴隷制崩壊後のアメリカでは黒人やアジア人などの非白人と白人との混血が促進するという恐怖を白人に植え付け、瞬間にアメリカ社会に浸透した (第1章)。

第2に、南北戦争後の異人種間結婚禁止法は中西部や西部でも制定され、多様な人種集団が白人との結婚が禁じられた「非白人」のリストに加わり、刑罰も強化された。黒人はすべての地域で白人との結婚を禁止されたが、各地の人種構成を反映してインディアン・モンゴリアン (Mongolians)・インディアン・カナカ (Kanakas)・マレー人 (Malays) などが追加された (第3・4章)。

第3に、公民権法・憲法修正14条・解放民に結婚する権利を与えた州法の制定は、一方で北部を中心に異人種間結婚禁止法の撤廃につながったが、他方で異人種間結婚禁止法の合憲性の論拠として作用した。ギブソン裁判 (State v. Gibson) で1871年にインディアナ州最高裁判所は、結婚は連邦ではなく州が管轄する領域であるため、連邦政府の公民権法や修正14条の適応範囲外にあり、さらに結婚は「単なる市民契約 (civil contract) 以上のもの」であるため、各州はポリスパワーを用いて結婚を規制する権利があるという判断を下した。また、同じ人種間の姦淫よりも異人種間の姦淫をより厳しく処罰するアラバマ州法の合法性をめぐる1883年のペイス裁判 (Pace v. Alabama) では、連邦最高裁は異人種間の姦淫の処罰は白人にも黒人にも等しく適応されており、憲法修正14条の平等条項には違反しないと表明した (第2章)。

第4に、パスコーは南北戦争後に異人種間結婚のセクシュアライゼーションが進行したと指摘する。異人種間の結婚や性的関係は「不法な性行為 (illicit sex)」として構築され、異人種間カップルが契約関係・市民権・財産を主張することを困難にした。上述したペイス裁判は、異人種間の姦淫の犯罪性や不道徳性は同人種間の姦淫よりも高いという信念に基づいており、この信念は全ての異人種間のカップルに性的不道徳というレッテルを貼り、異人種間に「結婚」は成立し得ないという議論を支えた (第2章)。

第5に、裁判所は異人種間の結婚や性的関係を「自然の理に反する (unnatural)」行為としてスティグマ化し、異人種間結婚禁止法を正当化した。裁判官は異人種間結婚を一夫多妻制に例えて性的欲望を強調し、正当で道徳にかなった家族規範と根本的に対立するものとして表象した (第2章)。

以上のように南北戦争後の異人種間の結婚 / 異性愛関係の規制の特徴を説明したうえで、これらの法律の施行プロセスを具体的に分析

している。パスコーは異人種間結婚を規制する手段としては、刑事犯罪としての処罰、民事訴訟を通じた結婚の無効化、結婚許可証の拒否の3つが一般的であったと指摘する。特に、結婚許可証発行に携わる地方行政担当者は、結婚を希望する個人の人種を決定し、人種分類や優生学的知見に基づいて結婚の是非を決定する権利を有しており、異人種間結婚禁止法の運用や白人至上主義の維持で重要な役割を果たしたという(第5章)。

本書の後半部分は、20世紀を通じて異人種間結婚禁止法に対抗する人種マイノリティ集団の戦術が、性規範・人種概念・時代状況の変化に伴い転換していく様を描いている。20世紀初頭においては、人種マイノリティも同じ人種内部の結婚を自然とみなす価値観を共有しており、異人種間結婚禁止法の撤廃は中心的な課題ではなかった。代表的な黒人団体である全国黒人地位向上協会(NAACP)が各州に異人種間結婚禁止法撤廃を求めることはあったが、白人男性の性的不道徳を批判し、黒人女性を保護することを目的としていた。すなわち、異人種間結婚が禁止されているため、白人男性が結婚せずに黒人女性を性的に搾取することが可能になっている、という批判であった(第6章)。人種マイノリティが法廷で異人種間結婚禁止法自体の違法性を本格的に問い始めたのは第二次世界大戦後のことである。ヒトラーの優生思想に対する批判・アジア出身の戦争花嫁の増加・リベラルな判事の登場・異人種間の恋愛の自然化などの諸条件が、異人種間結婚禁止法の違法性を問う法廷闘争を可能にした。1948年カリフォルニア州最高裁におけるペレス判決(*Perez v. Sharp*)が人種分類の「曖昧さ」を根拠に州の異人種間結婚禁止法を無効と判断すると、1950年代～1960年代を通じて合衆国西部を中心に州議会が異人種間結婚禁止法を撤廃した(第7章)。さらに、1967年のラヴィング裁判(*Loving v. Virginia*)では、連邦最高裁は憲法修正14条の平等保護条項と実体的デュー・

プロセスに基づき、異人種間結婚禁止法の人種分類自体が人種偏見を助長する点で違法であると判断した(第8章)。本書の最後にパスコーは、ラヴィング判決以降の異人種間結婚禁止の歴史の忘却・記憶の政治を分析し、ラヴィング判決がカラーブラインド社会を標榜する保守派によって再解釈され、カラーブラインド社会のシンボルとなる過程を描いている(第9章)。

以上のように、パスコーは植民地期から現代にいたるまでのアメリカ合衆国の異人種間結婚禁止の歴史を、各州の法律・裁判資料・結婚許可証の行政資料を駆使して詳細に考察している。本書の従来の異人種間結婚禁止法の歴史研究への貢献は、以下の4点にまとめられる。第1に、パスコーの分析は南部だけでなくアメリカ全土を射程に収めている点で重要である。西部や中西部の異人種間結婚禁止法がインディアン・アジア系・メキシコ系といった多様な「非白人」集団と白人の結婚を禁止していたことを指摘し、異人種間結婚禁止法が南部の人種隔離制度の一例ではなく、むしろアメリカ社会の根幹を成す白人至上主義を構成していたことを示している。例えば、白人男性とインディアン女性の結婚は、西部開拓期には白人居住区を安定化させ、白人男性が土地を私有化する手段として許容されていたが、19世紀中葉以降は異人種間結婚禁止法で白人/インディアンの結婚を無効化する州が増加したという。インディアンの制圧が進行すると、インディアン女性との結婚は土地収奪の機会ではなく、むしろインディアン女性への財産分与の危険を伴う制度としか見なされなくなったのである。このように、パスコーは従来注目されてこなかった黒人以外の「非白人」に対する異人種間結婚禁止法も分析対象に含めることで、異人種間結婚禁止法がアメリカ各地の人種構成を反映して多様な「非白人」を対象に加えて発展し、白人男性の財産と白人人種の純潔を保護する機能を果たしたことを示している。

第2に、本書は人種とジェンダーの組み合わせが異人種間結婚禁止法の作用に与える影響を考察することで、結婚制度に埋め込まれたジェンダー化された特権や利得を改めて明らかにしている。「非白人」男性と白人女性の結婚が問題化される際には、「非白人」男性は過剰にセクシュアライズされた形で表象され、白人女性の保護と白人人種の純血維持が叫ばれた。その一方で、白人男性と「非白人」女性の異人種間結婚の裁判は、白人男性の財産分与に関係するものが多かった。白人男性の財産が「非白人」の妻に譲渡されるのを防止するために、白人男性やその親族は異人種間結婚禁止法を用いて婚姻関係を単なる性的関係として無効化しようとしたのである。パスコーは結婚が財産・市民権・社会的地位と結びついた社会制度であるからこそ、多くの州が異人種間結婚禁止法を制定して白人と非白人の婚姻を規制したが、異人種間の性的関係を犯罪化する法律を制定した州は限られたと指摘する。

第3に、異人種間の親密性全般を「不法な性行為 (illicit sex)」として見なして処罰する法律群が、異人種間結婚禁止法を下支えしている側面を指摘した点でも評価できる。上述したように、限られた州のみが異人種間の性的関係を犯罪化する法律を制定したが、これは異人種間の親密性が監視対象とならなかったことを意味するものではない。パスコーは各州が浮浪取締法 (vagrancy laws) を以って異人種間の異性愛関係を取り締まった事例を紹介し、異人種間の異性愛関係がたとえ長期間に渡って育まれた安定した関係性であったとしても、「不法な性行為」として犯罪化されたことを明らかにしている¹⁾。異人種間結婚を「自然の理に反する犯罪」として犯罪化するには、異人種間の異性愛関係がすべて不道德であり、異人種間には婚姻という崇高な契約関係は成立しえないという前提が不可欠だったのである。異人種間結婚禁止法の先行研究はペレス判決 (1948年) やラヴィング判

決 (1967年) に焦点を当ててきたが、パスコーはラヴィング判決の布石として、異人種間の姦淫罪をより厳しく処罰するフロリダ州法を違憲とした *McLaughlin* 判決 (1964年) に着目する。マクローリン裁判は、姦淫罪で逮捕されたフロリダ州の黒人女性 / 白人男性のカップルをめぐる裁判である。カップルの弁護士はフロリダ州で同人種間よりも異人種間の姦淫がより厳しく処罰されること、さらに異人種間カップルは異人種間結婚禁止法が存在するために内縁関係 (common law marriage) を主張できず、姦淫罪など「不法な性行為」で処罰される可能性が高いことを批判した。連邦最高裁は憲法修正14条のデュー・プロセスに基づき、このフロリダ州法を違憲とし、さらに人種分類自体が差別を生み出すという新しい見解を示した。この判決により、異人種間の姦淫がより不道德で犯罪性が高いという1883年のペイス判決 (*Pace v. Alabama*) が否定され、異人種間カップルに貼られてきた「性的不道德」というラベルがようやく拭かれた。

第4に、パスコーは植民地期から20世紀後半までの異人種間結婚禁止法の歴史を辿ることで、アメリカの人種主義の重要な転換点を捉えることに成功している。まず、パスコーは19世紀後半の異人種間結婚裁判での論争を詳細に分析し、奴隷制廃止が人種混淆 (miscegenation) の物語、すなわち、人種には明確な境界線が存在し、異人種間の混淆は自然の理に反するというフィクションを産み出し、異人種間結婚規制が奴隷制なきアメリカ社会で白人至上主義を維持する手段として発達していくプロセスを描いている。また、先行研究が法廷闘争にのみ焦点を当てがちであったのに対して、パスコーは人口動態統計 (vital statistics) や結婚許可証発行を担当した地方政府の行政資料を取り入れ、個々人を人種分類する権力が20世紀初頭に立法や司法から行政に移行し、行政の人種分類の権力が白人至上主義を維持する手段としてKKKの

暴力行為をも凌駕していったと指摘する。さらに、本書は第二次世界大戦後の異人種間結婚裁判の焦点が人種分類の「曖昧さ (vagueness)」から人種分類自体の差別性にシフトする過程を辿り、異人種間結婚禁止法の裁判が当時のアメリカの人種政治を反映しているだけでなく、カラーブラインド論の興隆に深く関与していたことを明らかにしている。

以上のように、本書はアメリカ各地の事例を採用し、異人種間結婚規制の長期的な変遷を辿ることで、異人種間結婚禁止法の全体像を捉えることに成功しているが、今後の研究で発展させるべき論点もいくつか存在する。第1に、異人種間結婚禁止法の対象となった人種マイノリティが、異人種間結婚をどのように捉えていたのか十分に考察されていない。本書は異人種間結婚禁止法の裁判事例を多用しているが、裁判事例の分析は人種マイノリティが一様に異人種間結婚禁止法の撤廃に関心を抱いていたかのような印象を与えかねない。しかしながら、パスコーが指摘するように、マーカス・ガーヴェイやマルコム X などの黒人運動家が黒人人種の保護という観点から異人種間結婚禁止法を容認し、先住民も独自の異人種間結婚規制を敷いており、それぞれの人種・エスニック集団内部に異人種間結婚をめぐる対立する認識が存在していた。今後の研究では、異人種間結婚に対する人種マイノリティ側の多様な見解を提示することで、マイノリティ側の人種観がアメリカの異人種間結婚規制を維持していた側面を考察していく必要があるだろう。

第2に、異人種間結婚禁止法の撤廃に向けた人種マイノリティの運動が、結婚制度へのアクセスを「基本的な公民権の一つ」として構築したことの影響を検証していく必要がある。第二次世界大戦後の異人種間結婚禁止法の違憲性を問う裁判は、自分が選択した相手(異性)と結婚する権利を基本的な公民権と位置づけ、結婚を「法的・個人的・社会的重

性を持つ根本的な制度」として改めて正当化する機能を持った²⁾。これらの運動は人種に基づいて結婚する権利を制限する州法を撤廃したものの、結婚制度が支えている異性愛規範やジェンダー規範を問題化することはなかった³⁾。異人種間結婚禁止法の撤廃に向けた人種マイノリティの法廷戦略が今日の同性婚の議論を規定していることから、結婚制度を無批判に受容した人種マイノリティの戦略が、特定の親密性を正当化した側面も批判的に考察していく必要があるだろう。

以上の指摘は、パスコーの研究の意義を何ら損なうものではない。アメリカ合衆国の異人種間結婚禁止法の制定・施行・撤廃の歴史とその記憶の政治を丹念に考察した本書は、アメリカの人種主義に限らず、同性婚をめぐる今日の議論を理解するうえでも必読の書であると言えよう。

注

- 1) 各地の浮浪取締法 (vagrancy laws) は、異人種の異性愛関係だけでなく、人種の境界を越えた同性の親密性や、泥酔・売春・賭博など幅広い「不道徳」の処罰に用いられた。Nayan Shah, "Between "Oriental Depravity" and "Natural Degenerates": Spatial Borderlands and the Making of Ordinary Americans," *American Quarterly* 57, no. 3 (2005): 703–25.
- 2) Siobhan B. Somerville は、異人種間結婚禁止法撤廃の背後で、同性愛統制が強化されるプロセスを移民法に着目して考察している。Siobhan B. Somerville, "Queer Loving," *GLQ: A Journal of Lesbian and Gay Studies* 11, no. 3 (2005): 335–70.
- 3) Julie Novkov, "The Miscegenation/Same Sex Marriage Analogy: What Can We Learn from Legal History?," *Law & Social Inquiry* 33, no. 2 (2008): 345–86.